

第5回 定期 総会 議事録

1、日 時	令和元年6月5日(水)
2、場 所	中津市役所 4階 研修室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員8名(前田、橋本、黒土、奥、今井、武本、長谷川、長尾)
4、欠席委員	3番坪根委員
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、後藤
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	8番石川委員、12番百留委員
福永局長	農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により過半数の条件を満たしており、本総会の成立を報告します。それでは会長お願い致します。
中原会長	それでは、第5回の定期総会を開催いたします。 議事録署名委員は、議長任命でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは署名委員、8番の石川委員と12番の百留委員、よろしくお願します。それでは議案事項に入りたいと思います。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について1番から2番まで、事務局は議案の状況説明をお願いします。
事務局(後藤)	1番、2番議案朗読
議 長	それでは、現地の報告を橋本委員をお願いします。
1番(橋本)	1番、2番について報告します。1番、2番とも、双方確認の結果、

		合意解約に相違ありません。よろしくお願いします。
議	長	只今現地の報告がありましたが、1番、2番について承認ということでよろしいでしょうか。
全委員		(異議なし)
議	長	では、当委員会は1番、2番については承認といたします。それでは事務局、3番について議案の状況説明をお願いします。
事務局 (後藤)		3番議案朗読
議	長	それでは、3番についての報告を高倉委員をお願いします。
2番 (高倉)		3番の案件について報告します。双方確認の結果、合意解約に相違ありません。なお、解約後につきましては、利用権設定をする予定です。
議	長	只今3番についての報告がございましたが、3番については承認するということがよろしいでしょうか。
全委員		(異議なし)
議	長	それでは3番について当委員会は承認といたします。では、4番について事務局をお願いします。
事務局 (後藤)		4番議案朗読
議	長	それでは4番について義経委員をお願いします。
4番 (義経)		それでは報告いたします。双方確認の結果合意解約に間違いありません。なお、本日の5条申請はありません。
議	長	只今4番についての報告がございましたが、4番についての質疑はございませんか。
全委員		(異議なし)

議 長	ないようですので、当委員会は承認と致します。それでは、5番についての状況説明をお願いします。
事務局（後藤）	5番議案朗読
議 長	それでは、5番について現地の報告を石川委員をお願いします。
8番（石川）	それでは5番について報告させていただきます。双方確認の結果、合意解約に間違いありません。その後は利用権設定をする予定でございます。以上です。
議 長	只今5番についての報告がありましたが、質疑はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ないようですので、5番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号	空き家バンク付随農地について
議 長	それでは議題2号の空き家バンク付随農地について1番から3番まで議案の状況説明を事務局お願いします。
事務局（後藤）	議案朗読 いずれの案件につきましても、地元の農業委員さんに確認済みです。以上です。
議 長	只今、事務局から空き家バンクの付随農地について説明ございましたが、質疑はございませんか。
5番（植山）	空き家バンクの農地について、面積に上限はありますか。
事務局（梶原）	はい、面積に上限はありません。
5番（植山）	宅地と付随ならいいということでしたが、3番はあまりにも広すぎませんか。1500㎡を超えています。
事務局（梶原）	本耶馬溪の案件につきましては、西谷の谷あいの地域であります。家

<p>議 長</p>	<p>のすぐ下に接した場所に畑が少しあり、住んでいる方が野菜を作りたいのでセットで買いたいということで、付随農地ということにさせていただいております。</p>
<p>事務局（梶原）</p>	<p>その地域ごとに特性があるので条件に応じてある程度の緩和をしていかなければ、中々その土地が売れない可能性があるのですが、事務局としては付随農地としたわけです。よろしいですか。</p>
<p>事務局（梶原）</p>	<p>この本耶馬溪の案件で、この土地以外にも圃場整備した土地が何点かありましたが、それについては付随農地とは判断しないということでお返しをいたしました。この一件だけは家に付随した農地であるということで地元の委員さんにも確認していただきまして、「付随農地である」と判断したところです。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>5 番（植山）</p>	<p>しかしやはり広すぎるのではないですか。上限はないのか。</p>
<p>議 長</p>	<p>上限は定めてないです。</p>
<p>5 番（植山）</p>	<p>旧下毛地域は3000㎡あれば農地を購入することができますが、この空き家を買った人はあと1000㎡買えば他の農地をどんどん買うことができるようになります。</p>
<p>議 長</p>	<p>実際、それは可能です。しかし、現状でも面積の上限を超えれば非農家でも農地を買えるようになっているので、このままでよいと思いますが。皆さんの意見はどうですか。</p>
<p>13 番（玉麻）</p>	<p>家の隣接だから今回は1000㎡でも付随農地という話ですが、上限がないからといって、例えば1枚が5000㎡や3000㎡の田を付随農地扱いしていいのか。そこらへんは中津市として基準を設けておいたほうがいいのでは。そうでなければ、今言ったように1枚だからといって3000㎡でもこれは付随農地として認めることになります。そうなったら最初から制限がなくても3000㎡ある田んぼをその人は買ったということになる。本来の条件を満たさないままで、3000㎡、5000㎡の農地を買ってしまうということになりませんか。</p>

事務局（梶原）	<p>今言われたように耶馬溪、本耶馬溪3000㎡、三光、旧市内5000㎡という条件はありますので、3000㎡で買える方については、付随農地ではなく普通に農家として3000㎡を買っていただくという方針でやっております。なので、上限はないと言いましたが、実際は上限が3000㎡という考えになるでしょう。付随農地ということなので、家庭菜園的なところで野菜を作って、家と一緒に管理したいということで申出がっておりますので、それに上限を設けるというのもまたおかしいかなと思います。今の段階では上限は設けていないですが、農家であるか、空き家バンクの購入者としてその土地を管理して頂けるのかというところでこちらは判断して、農業委員さんに現地調査をお願いしているところなので、その辺理解いただくようお願いいたします。</p>
9番（田上）	<p>他に求める人がほとんどいない地域なので、これが駄目だとなった時にはこの農地はもう荒れ放題ということになります。だからこの人が付随で管理してくれればこの土地を使うということで判断しました。地域的要素がかなりあります。</p>
議 長	<p>玉麻委員も質問した上限として設けるというのは、それはあくまで付随農地とする場合です。付随農地でない面積に換算した場合は、農地として購入してくださいというわけです。ですから空き家バンクの付随農地の上限を決める必要はないと私も思います。みなさんどうですか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>それでは空き家バンク付随農地については承認といたします。</p>
議案審議 議第3号 議 長	<p>農用地利用集積計画（案）について それでは、議題3号の農用地利用集積計画案について、担当者よりお願いいたします。 審議に入る前に橋本委員、義経委員、田畑委員、岩渕推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。退席願います。</p>
農政振興課（森下）	<p>（農政振興課 担当 説明） 以上の内容でご審議の程よろしく申し上げます。</p>

議 長	それぞれ地区の確認できましたか。よろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、議題3号の農地利用集積計画案について当委員会は承認といたします。橋本委員、義経委員、田畑委員、岩淵推進委員は席にお戻りください。
議案審議 議第4号	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	それでは議題4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について1番の議案の状況説明をお願いします。
事務局(後藤)	1番議案朗読
議 長	それでは、1番についての現地の報告を高倉委員をお願いします。
2番(高倉)	それでは一番について報告をいたします。双方確認の結果、贈与による所有権移転で相違ございません。なお所有権移転後につきましては譲受人において自作とのことです。以上です。
議 長	只今1番についての現地の報告がございましたが、1番についての質疑はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	無いようですので、当委員会は1番について許可といたします。それでは議題2番について事務局、議案の状況説明をお願いします。
事務局(後藤)	2番議案朗読
議 長	それでは、2番についての現地の報告を黒土推進委員をお願いします。
黒土推進委員	この土地は所有権移転の売買に間違いありません。買取後は自作です。審議の程をよろしくお願いします。

議 長	只今2番についての報告がございましたが、質疑はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	無いようですので2番について当委員会は許可と致します。それでは事務局、3番、4番について議案の状況説明をお願いします。
事務局 (後藤)	3番、4番議案朗読
議 長	それでは3番、4番について現地の報告を石川委員をお願いします。
8番 (石川)	それでは、3番、4番について報告させていただきます。3番につきましては先程出ました空き家バンクの関連で所有権移転の売買です。また、4番につきましては、ちょっとした面積なのですが双方確認の結果、所有権移転売買ということです。審議の程よろしくをお願いします。
議 長	只今3番、4番について現地の報告がございましたが、質疑はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ないようですので3番、4番について当委員会は許可といたします。それでは、5番についての議案の状況説明をお願いします。
事務局 (後藤)	5番議案朗読
議 長	それでは、5番について現地の報告を小野委員をお願いします。
5番 (小野)	議第4号5番の説明を致します。譲渡人は高齢でもあり、耕作できないということで近くを耕作している譲受人に贈与したいという申請になりました。譲受人は取得要件も満たしておりますので、問題ないと思います。審議をお願いいたします。
議 長	只今、5番について現地の報告がございましたが、5番についての質疑はございませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	ないようですので、5番について当委員会は許可といたします。それでは6番について議案の状況説明をお願いします。
事務局（後藤）	6番議案朗読
議 長	それでは、6番について現地の報告を長尾委員をお願いします。
14番（長尾）	6番について報告します。譲渡人と譲受人は親族関係にありまして、譲受人は取得要件を満たしているので何ら問題はないと思われま。審議の程をお願いします。
議 長	只今、6番について現地の報告がございましたが、6番についての質疑はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ないようですので、6番について当委員会は許可といたします。
議案審議 議第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	それでは、議題5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局より議案の状況説明をお願いします。審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。
事務局（中春）	1番議案朗読
議 長	それでは、議題1番についての報告を、前田推進委員をお願いします。
前田推進委員	（1番の現地について説明） ここに申請人が賃貸共同住宅用地2棟分の申請でございます。排水につきましては、公共下水が整備されておりますのでそちらにつなぎ込みを行います。雨水につきましては申請地内に側溝を設けまして申請地の南側、東側に水路がございますのでそちらに放流いたします。境界の確認等もできております。周辺農地につきましても特に影響はございませんので問題はないと思います。以上、報告いたします。

議 長	只今、1番についての現地の報告ございましたが、1番についての質疑はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	無いようですので、1番について当委員会は許可といたします。橋本委員はお戻りください。それでは2番について事務局、議案の状況説明をお願いします。
事務局	2番議案朗読
議 長	それでは、2番についての現地の報告を、田畑委員をお願いします。
6番(田畑)	(2番の現地について説明) 2番について報告します。転用目的は宅地敷地拡張及び駐車場用地で、申請者の経営する賃貸共同住宅、及び新たな賃貸共同住宅、駐車場を設備する計画です。汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水は敷地内で集積し配水管を通じて東側道路側溝へ放流します。周辺の同意も得ておりまして、境界確認もできていますので問題ないと思います。審議をよろしくをお願いします。
議 長	只今2番について現地の報告がございましたが、2番についての質疑はございませんか。
今井推進委員	現地の写真を見て分かるようにそこに木が立っていますが、現地確認の時点で「あの木を切らないと」という指導をしましたら、「農業委員会の職員は何も言わないのに何故あなた達はそんなことを言うのか」と反論されました。どちらが正しいか見解をお願いします。
事務局(梶原)	現地調査で指導するのが正しいと思います。この木については、ブドウの木を切って、一応片づけてこの状態にしているということは聞いていましたので、この状態でご判断いただければと思います。よろしくをお願いします。
今井推進委員	しかし、さっきの1番についても、農業委員、推進委員さんはああい

	<p>う風に草が生えているからといって現地調査で「刈れ」といった指導はしないのですか。</p>
<p>事務局（中春）</p>	<p>1番のものは作付しておりまして、1年作付して1年空いた状態です。管理していたのですが、今年になってから鋤いてないということなので状態です。常にあの状態ではないです。</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>仮に作っていたとしても、だからといって現地調査の時点で草が生えていてもいいのですか。そうなってしまうと、私たちは今後現地指導の際に「草刈りしてください」という指導はできないことになる。</p>
<p>議長</p>	<p>現地調査の前に毎年農地パトロールをしており、その時点で荒れていれば指導します。なので、この調査の時点で草が生えている時には認めざるをえないのではないかと事務局は判断しています。実際に、農地パトロールの時にそういう状況なら常に指導していかなければいけない立場です。その後にもまた草が生えたのに「調査があるから切りなさい」と、そこまで申請者の方にいう必要はないと思うのですが、どうですか。</p>
<p>12番（百留）</p>	<p>事務局が受け付けをした時点で、「地元の最適化推進委員さんか農業委員さんが見に行きますからきれいに草を刈っておいてください」というのを言う必要があるのではないかと思います。</p>
<p>6番（田畑）</p>	<p>当日31日の日に行ったところ、畑の状態ではなかったので「畑の状態にしてください、そうでないと許可をおろしませんよ」と言って、4日の日までに草刈りをしてください、農地なのできちんと農地の状態に戻してくださいと、そういうふうに指導しました。</p>
<p>事務局（梶原）</p>	<p>申請受付段階で「現地確認ができるよう、草等がないように」と言っています。その中で、現地調査ができないような状況の草の生え具合であれば、指導の対象だと思います。現地で委員さんが「確認できない」ということになれば、指導に当たります。その時に「すぐには刈れない」ということになれば「〇日までに草を切るように」などというように約束します。今回の件は切った枝を横に置いていたということでそれを片付けて下さいという指導をしました。農業委員さんから指摘があったので指導をして、確認をしました。現地確認できないというような状況であれば、またその時言っただけであればこちらも指導します。そこまでいかない程度のところまでは指導していませんので、よろしくお願</p>

	<p>ます。</p>
<p>2 番（高倉）</p>	<p>申請地の写真を撮りに行って、その後我々が行った時にきれいになっている場合と、そうでない場合がある。だからまず申請の時に農業委員会事務局として、現場調査日までに刈って下さい、刈ってない時は許可とれませんというような指導をする。我々が行った時、草を刈ってなければ調査の日までに草を刈っておいてくださいという指導を行う。そこから辺をもう少し統一的に動いていただきたい。</p>
<p>事務局（梶原）</p>	<p>写真については申請が出るということが分かった時点で事前に撮っておりますので、総会直前に撮ったものではないのは確かです。ただ申請受付段階で今後もっと徹底して、申請者にきちんと草を刈るように指導していきたい。しないと総会にも通りませんよということで、徹底して言っていこうと思います。後は、現地調査でどのレベルまで許せるのかというところはお判断頂けると助かりますのでよろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>今の説明でよろしいですか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>では、この件については当委員会は許可とします。それでは3番について議案の状況説明をお願いします。</p>
<p>事務局（中春）</p>	<p>3 番議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは3番についての現地の報告を門脇委員にお願いいたします。</p>
<p>1 1 番（門脇）</p>	<p>（3 番の現地について説明）</p> <p>それでは3番について報告をします。5月31日に小野委員と高橋推進委員と3名で現地の調査を行いました。この畑の横に今回の申請人の親が住んでおられて、その隣の畑を一部宅地にして家を建てるということです。真ん中にU字溝を入れて雨水はそちらに流すということです。汚水については、住宅浄化槽設備をつけて排水溝に流すということになっております。問題ないと思われまます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今現地の報告がございましたが、質疑はございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議 長	無いようですので当委員会は3番について許可といたします。それでは事務局、4番について議案の状況説明をお願いします。
事務局 (中春)	4番議案朗読
議 長	それでは4番についての現地の報告を百留委員にお願いいたします。
1 2 番 (百留)	(4番の現地について説明) それでは4番について説明いたします。田を畑にするということでございます。雨が降ったら1番低い位置にある田に水が来るのは難しいということで、写真見た通り1番上の少し高い田んぼがありますが、それと同じ高さにもってくるということでございます。
議 長	只今4番についての現地の報告がございましたが、4番についての質疑はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	無いようですので当委員会は4番について許可といたします。
議案審議 議第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	それでは、議題6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について1番から11番まで事務局は議案の説明をお願いいたします。
事務局 (中春)	1から3番議案朗読
議 長	それでは1番から3番についての現地の報告を橋本委員にお願いします。
1 番 (橋本)	(1番の現地について説明) 1番について報告します。申請人が住宅及び店舗用地を建築することです。汚水につきましては公共下水へ接続、雨水につきましては側溝水路の方に放流するという事です。店舗は飲食店ということにな

<p>議 長</p>	<p>っています。</p> <p>(2番の現地について説明)</p> <p>転用目的は賃貸共同住宅分譲用地2区画の申請です。家庭排水につきましては今年度中に農道に下水が入る計画があるということで、そちらに放流すると聞いております。雨水についてはこの道路の北側に側溝がありますのでそちらの方に放流するという事です。</p> <p>(3番の現地について説明)</p> <p>申請人は親子関係で、申請地の畑は道路に面しているのですが、その左側が申請人の雑種地となっております。それを含んで自分の家を建てるという申請です。家庭排水につきましては、道路に公共下水が入っていますのでそちらに接続します。雨水排水については道路側溝に放流という予定です。以上、よろしくお願ひします。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、1番から3番まで当委員会は許可といたします。それでは事務局4番から7番までの議案の状況説明をお願いします。</p>
<p>事務局(中春)</p>	<p>4番から7番議題朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは4番から7番まで現地の報告を高倉委員にお願いいたします。</p>
<p>2番(高倉)</p>	<p>それでは4番から7番まで報告します。5月31日に農業委員と推進委員と一緒に現地調査をして参りました。</p> <p>(4番の現地について説明)</p> <p>転用目的につきましては一般住宅用地です。雨水排水及び生活排水等は、右側の道路の反対側に水路がございますので、雨水についてはそちらにそのまま放流し、生活排水は合併浄化槽を経由してその水路に放流を予定しています。周辺農地に対する影響はないものと考えていますのでよろしくお願ひします。</p> <p>(5番の現地について説明)</p> <p>転用目的につきましては宅地分譲用地です。雨水につきましては、前面の水路、反対側道路を横断して水路がございますのでそちらに放流、</p>

	<p>生活排水につきましては合併浄化槽を経由し前面の水路に放流ということになっていますので、周辺農地に対する影響はないと思われま</p> <p>(6番の現地について説明)</p> <p>目的につきましては一般住宅用地です。雨水排水についてはその右側に道路がありますが、その反対側に水路がありますのでそちらに放流します。また、生活排水につきましても合併浄化槽を経由し、道路を横断して水路に放流する予定にしています。ただ、一部無断転用がありましてこれが字の状態を現地で確認ができなかったのですが、許容の範囲内ではないかという風に思っております。周辺農地に対する影響もないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>(7番の現地について説明)</p> <p>転用目的は宅地分譲です。雨水につきましては隣接する水路へ、生活排水につきましては合併浄化槽を経由して隣接する水路に放流する予定となっています。これにつきましては、周辺農地への影響はないものと考えておりまして、審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今4番から7番まで現地の報告がございましたが、質疑はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので4番から7番について当委員会は許可といたします。それでは8番、9番について事務局議案の状況説明をお願いします。</p>
<p>事務局(中春)</p>	<p>8番、9番議案朗読</p>
<p>議 長</p> <p>6番(田畑)</p>	<p>それでは、8番、9番について現地の報告を田畑委員にお願いします。</p> <p>(8番の現地について説明)</p> <p>転用目的は道路拡張用地です。先月、賃貸共同住宅で転用許可を受けた土地に南側から進入する農道がありますが、道幅が狭いため農地を分筆し譲り受け、道路拡張する計画となっております。周辺の同意を得ており、境界確認もできていますので問題ないと思います。</p> <p>(9番の現地について説明)</p> <p>転用目的は駐車場用地です。譲受人は運営する㈱グリーンヴィレッジの駐車場用地として利用する計画となっております。雨水排水は敷地内で集積し、排水溝より北側水路に放流します。周辺の同意を得ており境</p>

		<p>界確認もできていますので問題ないと思います。審議の程よろしく願 いします。</p>
議	長	<p>只今、8番9番について現地の報告がございましたが、8番9番につ いての質疑はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>ないようですので8番、9番について当委員会は許可といたします。 それでは事務局、10番について議案の状況説明をお願いします。</p>
事務局(中春)		<p>10番議案朗読</p>
議	長	<p>それでは10番についての現地の報告を長谷川推進委員にお願いしま す。</p>
長谷川推進委員		<p>(10番の現地について説明) 5月31日、中原会長と地区推進委員4名で現地確認を行いました。 横に公共下水道が通っているのので汚水はその中に流し込み、雨水は用水 路が通っているののでそちらに流します。なんら心配ないと思いますので みなさん審議の程お願いします。</p>
議	長	<p>只今10番について現地の報告がございましたが、10番についての 質疑はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>ないようですので10番について当委員会は許可といたします。それ では事務局、11番の議案の状況説明をお願いします。</p>
事務局(中春)		<p>11番議案朗読</p>
議	長	<p>それでは11番についての現地の報告を長尾委員にお願いします。</p>
長尾推進委員		<p>(11番の現地について説明) 譲渡人は県外在住で畑の維持管理ができないということです。お寺は、 観光客も多く訪れます。門徒さんも車で来る方が多く、駐車場が必要と</p>

		<p>いう事で今回、譲渡人が畑を寄付したいということで話がまとまりました。転用目的は駐車場用地であります。境界もはっきりしており、雨水排水は敷地内で集積し市道側溝に接続するということです。周辺の農地に与える影響も特にありません。審議をよろしくお願いします。</p>
議	長	<p>只今11番についての現地の報告がございましたが、11番についての質疑はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>ないようですので、11番について当委員会は許可といたします。</p>
議案審議 議第7号		<p>非農地証明について</p>
議	長	<p>では、第7号非農地証明願に関する件について事務局、状況説明をお願いします。</p>
事務局（後藤）		<p>7号議案朗読</p>
議	長	<p>只今、議題7号非農地証明願に関する件について事務局より説明がございましたが、質疑はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>よろしいですか。無いようですので、第7号非農地証明願に関する件について当委員会は承認といたします。</p>
議案審議 議第8号		<p>その他議案について</p>
議	長	<p>それでは第8号その他について事務局をお願いします。</p>
事務局（福永）		<p>(別紙議案のとおり)</p>
議	長	<p>それでは今回の総括を致します。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について当委員会は承認といたします。</p> <p>議題2号、空き家バンク付随農地について当委員会は承認といたします。</p>

議題 3 号、農用地利用集積計画案について当委員会は承認といたします。

議題 4 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議題 5 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議題 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議題 7 号、非農地証明願に関する件について当委員会は承認といたします。

以上でございます。

以上を持ちまして、閉会いたします。

(終 午前 11 時 00 分)